



各 位

会 社 名 JALCO ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 田辺 順一 (東証スタンダード市場・コード 6625) 問合せ先 管理本部長 櫻井 義郎 電 話 050-5536-9824

## (取消)「主要株主の異動に関するお知らせ」の取消について

当社は、2018 年 8月10日付けで、株式会社スプラウト及び吉岡勉氏が当社主要株主になったことを 内容とする「主要株主の異動に関するお知らせ」を開示いたしました。

また、当社は、2019年1月9日付けで、株式会社やすらぎ及び須田忠雄氏が主要株主になったことを内容とする「主要株主の異動に関するお知らせ」を開示いたしました(以下、株式会社スプラウト及び株式会社やすらぎを「法人株主」と総称し、吉岡勉氏及び須田忠雄氏を「個人株主」と総称します。)。

これら適時開示は、いずれも個人株主及び法人株主の議決権保有割合がそれぞれ 10%未満であるにもかかわらず、個人株主が法人株主の株式を 100%保有していることから、両者を一体として議決権を合算し、合算後の議決権保有割合が 10%以上であることをもって、個人株主及び法人株主を主要株主であると認定したものです。

しかしながら、今般、主要株主とは、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて総株主等の議決権の 100 分の 10 以上の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している株主をいうところ(金融商品取引法 163 条 1 項)、個人株主が法人株主の株式の 100%を保有しているからといって、両者の議決権数を合算して主要株主と認定をすることは誤りであることが判明いたしました。

そのため、当社は、上記2つの「主要株主の異動に関するお知らせ」については、これを取消させていただきます。

2023年2月20日付けで、須田忠雄氏と株式会社ティーアール商事の連名による大量保有報告書(変更報告書)が提出されたことで、主要株主の異動に該当するのではないか調査したところ、上記のとおり、当時の開示が適切でなかったことが判明したためであります。

以 上